

【タイ】 タイ内閣が商標権侵害品および著作権侵害品を輸出禁止、輸入禁止、タイ王国への持ち込み禁止とする告示案を承認

2022 年 1 月 13 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ内閣が商標権侵害品および著作権侵害品を輸出禁止、輸入禁止、タイ王国への持ち込み禁止とする告示案を承認のお知らせです。

タイ内閣は 2022 年 1 月 4 日、法律を現代に即したものに改善し、知的財産権侵害の防止と抑制をより効果的に強化するため、輸出禁止、輸入禁止、およびタイ王国内への持ち込み禁止の対象となる商標侵害品および著作権侵害品の決定に関する商務省告示案を承認した。重要事項は以下の通りである。

1. 商標権侵害品および著作権侵害品を、輸出禁止品、輸入禁止品、およびタイ王国内への持ち込み禁止品とする。ただし、営利目的でなく不当に数量が多くない物品を持ち込む場合を除く。
2. 商標権者または著作権者が、商標権侵害または著作権侵害の可能性のある物品の検査について、税関が定める規則、手続き、条件に従って税関職員に情報を報告できるようにする。

同告示は、官報への掲載日から 90 日後に施行される。

情報公開日

2022 年 1 月 5 日

URL 等

<https://www.thaigov.go.th/infographic/contents/details/4498>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。

